

小規模事業者のための補助金活用で売上・集客力アップ!

# 小規模事業者持続化補助金

## 小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が商工会の助言を受けながら、「販路の開拓や拡大などのための経営計画書」を作成し、その計画に取り組む経費の2/3が補助される補助金制度です。

### 補助限度額:50万円

＜対象となる取り組みと費用の例＞

#### (1) 機械装置等の購入

- ・ 事業遂行に必要な単価50万円(税抜)未満の機械装置等(中古品・汎用品等除く)

#### (2) 広告宣伝費用

- ・ 新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシ、ウェブサイトを作成、新聞雑誌広告掲載するなど

#### (3) 店舗改装等外注費

- ・ 新たな客層の集客を図るための店舗の改装など

#### (4) 商談会・展示会への出展費用

- ・ 新たな販路を求め、国内外の展示会への出展

#### (5) 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

- ・ 新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

#### ※ 補助事業の要件

地道な販路開拓等の取り組みをする場合に対象になりますが、販路開拓と併せて行う業務効率化の取り組みも補助対象になります。

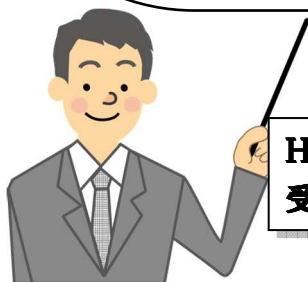
- ・ 平成28年12月31日までにすべての事業が完了すること
- ・ 概ね1年以内に売上げにつながるが見込まれる事業
- ・ 商工会の支援(商工会の助言、指導、融資斡旋等)を受けながら取り組む事業
- ・ 同一の事業内容で、国等が助成する他の制度と重複する事業でないこと

～詳しくは商工会までお問い合わせください～

※下記に取り組む事業者は上限100万円

- ・ 雇用を増加させる取り組み
- ・ 買い物弱者対策の取り組み
- ・ 海外展開の取り組み

※複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合:上限100~500万円



H28.2.26~  
受付スタート!

小規模事業者とは…

卸売業・小売業・サービス業  
(宿泊業・娯楽業以外)

常時雇用する従業員数 5人以下

宿泊業・娯楽業・製造業等

常時雇用する従業員数 20人以下

応募締切:平成28年5月13日(締切間際でのお申込みは受付できない場合があります)

木島平村商工会 TEL82-3994